

決議 9.6 (CoP16 で改正) * [仮訳]

容易に認識可能な部分および派生物の取引

容易に認識可能な部分と派生物に関し、第 1 回、2 回、4 回、5 回、6 回、7 回（ベルン、1976；サンホセ、1979；ガボローネ、1983；ブエノスアイレス、1985；オタワ、1987；ローザンヌ、1989）締約国会議で採択された決議 1.5 3 項 1、決議 1.72、決議 2.182、決議 4.8、決議 4.242、決議 5.9、決議 5.22 c) 項、決議 6.182、決議 6.22 最終項、決議 7.112 を想起し、

条約第 1 条が「標本」を動植物の容易に認識可能な部分と派生物を含むと定義し、だが、「容易に認識可能」という言葉を定義していないことから、締約国によるさまざまな解釈が下されていることを認識し、

したがって、ある締約国が規制する部品と派生物の取引が、他の締約国においては必ずしも規制の対象とならないことに留意し、

条約第 3 条、4 条、5 条に基づき、締約国は CITES 文書の提示を受けて初めて他の締約国からの CITES 標本の輸入を許可できることを認め、

ランチング標本の取引の適切なモニタリングと報告は、全輸入国がその事業の全製品を容易に認識可能とみなす場合にのみ可能であることを考慮し、

サンゴ砂およびサンゴ片 [決議 11.10 (CoP15 で改正) 3 の付記 1 で定義] が派生したサンゴの種または属が容易に決定できないことを認識し、

条約締約国会議は

条約で使われる「容易に認識可能な部分と派生物」という言葉は、付随する書類、包装またはマークまたはラベル、その他いかなる状態からも、附属書に含まれる動植物種の部分または派生物であるように見える

あらゆる標本を含むと解釈することに合意する。ただし、その部分または派生物が条約の規定から特に免

除されている場合はその限りではない。

以下のように勧告する。

- a) 締約国はランチング事業の全製品を容易に認識可能とみなす。
- b) 部分と派生物の輸入に CITES 輸出許可書または再輸出証明書を付けることを必要とする輸入国は、その部分および派生物が輸出または再輸出締約国によって容易に識別可能とみなされない場合、その要件を撤回しない。

以下の事項も合意する。

- a) サンゴ砂およびサンゴ片 [決議 11.10 (CoP15 で改正) 3 の付記 1 で定義] は容易に認識可能とは考えられず、したがって、条約の規定の対象にはならないことに合意する。
- b) 自然に排泄された尿、糞、龍涎香（アンバーgris）は廃棄物であり、よって条約の条項の対象外である。そして

以下に列挙した決議またはその一部を破棄する。

- a) 決議 Conf.4.8（ガボローネ、1983 年）—ある締約国から別の締約国からの容易に認識可能とみなされる部分並びに派生物の許可書を伴わない輸出の取り扱い
- b) 決議 Conf.5.9（ブエノスアイレス、1985 年）—容易に識別可能な部分並びに派生物の規制
- c) 決議 5.22（ブエノスアイレス、1985）—附属書 III の種を掲載する基準—勧告 c)
- d) 決議 6.22（オタワ、1987）—ランチング事業のためのモニタリングおよび報告の手順—「勧告する」という言葉に続く項

* 第 11 回締約国会議で改正、第 14 回および第 15 回締約国会議の後に事務局より訂正、決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。さらに第 16 回締約国会議で改正。

1 事務局からの注：決議 9.25（改正）によって廃棄され、それ自体は決議 9.25（Cop14 で改正）に置き換えられた。

2 事務局からの注：文書 Com.9.14 の採択によって廃棄された。

3 第 12 回、第 14 回および第 15 回締約国会議の後に事務局により訂正。以前は決議 11.10 として言及され、後に決議 11.10（Cop12 で改正）、決議 11.10（Cop14 で改正）に訂正された。